

記載例

市議会議員一般選挙の場合、赤字部分を「市議会議員一般」と書き替えて記載してください。

様式第4号（第4条、第5条関係）

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 五所川原市長選挙

候補者氏名

五所 太郎

選挙期日後の日付を記載

選挙期日を記載

自署または押印

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	一般乗用旅客自動車 1 運送事業者との運送 契約による場合	② 左に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	五所川原市字〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇自動車 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録 番号	運送等年月日	運送等金額
トヨタハイエース 青森300 〇〇〇〇	令和 年 月 日	15,000円
トヨタハイエース 青森300 〇〇〇〇	令和 年 月 日	15,000円
トヨタハイエース 青森300 〇〇〇〇	令和 年 月 日	15,000円
トヨタハイエース 青森300 〇〇〇〇	令和 年 月 日	15,000円
トヨタハイエース 青森300 〇〇〇〇	令和 年 月 日	15,000円
トヨタハイエース 青森300 〇〇〇〇	令和 年 月 日	15,000円
トヨタハイエース 青森300 〇〇〇〇	令和 年 月 日	15,000円

一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合はこちら

備考

- この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が五所川原市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収される場合には、運送事業者等は、五所川原市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(運送等契約区分の欄の1)とそれ以外の契約(運送等契約区分の欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、五所川原市に支払を請求することはできません。